

平成21年5月22日

京都工芸繊維大学
学長 江島 義道 様

日本バイオプラスチック協会
会長 富澤 龍一

要望書

拝啓 平素より、大変お世話になりありがとうございます。

さて、現在の世界を取り巻く状況は、100年に一度の経済危機であると同時に、地球規模での環境破壊も進行しております。そのような中で、グリーン・ニューディール政策と呼ばれる地球環境に負荷が少ない産業を振興することにより、経済を立て直そうとする動きが世界的に起こっています。環境技術では世界をリードしてきたわが国の経済も、この取り組みに遅れを取ることであれば、大きな問題を抱えると言っても過言ではありません。

環境負荷の少ない産業を作り出すために、バイオマスを原料としたプラスチックなどのバイオベースマテリアルの熾烈な開発競争が、高度な知識を駆使して世界的に展開されています。しかしながらわが国はそのバイオマスの保有量は少なく、更に少子高齢化社会に突入して行く状況におかれています。従いまして、新しい知識集約的な開発型産業の振興は必須であります。一口に知識集約的と言いましても、当該分野は化学と生物学、基礎的な学問領域と応用的な工学、素材製造と繊維などへの加工技術が融合した領域であります。

貴学におかれましては、このバイオベースマテリアルの研究において、世界をリードし、産業界とも連携し多くの業績を残されました。その貴学大学院に「バイオベースマテリアル学」専攻の設置を計画し、多年に亘る研究成果に立脚し、産業界とも連携をとりつつ、新たな教育・研究分野へ出帆されようとしております。これは、まさにわが国の産業界がその設置を希求するところでありますので、何卒よろしく御願い申し上げます。

敬具

平成21年5月26日

京都工芸繊維大学
学長 江島 義道 殿

日本化学繊維協会
副会長 兼 理事長
西村 雅夫

要 望 書

我が国において、繊維産業は基幹産業の一つとして日本経済を支えてきました。その歴史を振り返ると、絹糸から始まり合成繊維の生産へと変遷してきました。しかし、残念ながら、繊維産業は以前の様な力強さを失っているのも事実です。繊維産業が新たな力を獲得し、日本経済の一角を担うためには、新たな素材の開発と繊維への加工技術の開発が必要です。

今般、地球規模での環境・資源問題が国際的に重要となっており、我が国においても多くの政策が講じられています。この動きは新たな産業の胎動であり、繊維業界でも大きな変革が、近々にも起こると考えております。

新たな素材としては、再生可能なバイオマスを原料としたバイオベースマテリアルが注目を浴びております。この、バイオベースマテリアルにナノテク等を駆使した高度な加工を施せば、環境負荷の少ない新たな産業構造を構築できると考えられます。

しかし、バイオマスから素材を合成し、加工するまでには多くの技術要素が必要であり、従前の技術が必ずしも転用できません。特に、合成繊維原料のバイオベース化法の開拓には、バイオテクノロジーと合成化学の融合による基礎研究開発が必要不可欠であり、大学等研究機関での技術シーズの確立・当該分野の技術者育成に大きく期待されるところであります。

新たに設置を計画されている「バイオベースマテリアル学」専攻では、他分野のインテグレート、産業界等外部機関との連携教育、国際通用性の確保を特徴とされており、正に時流に即し、且つ当を得た教育・研究組織であると考えられます。よって、その設置を強く求めるところであります。

平成21年5月27日

京都工芸繊維大学
学長 江島 義道 殿

財団法人 化学技術戦略推進機構
理事長 中島 邦雄

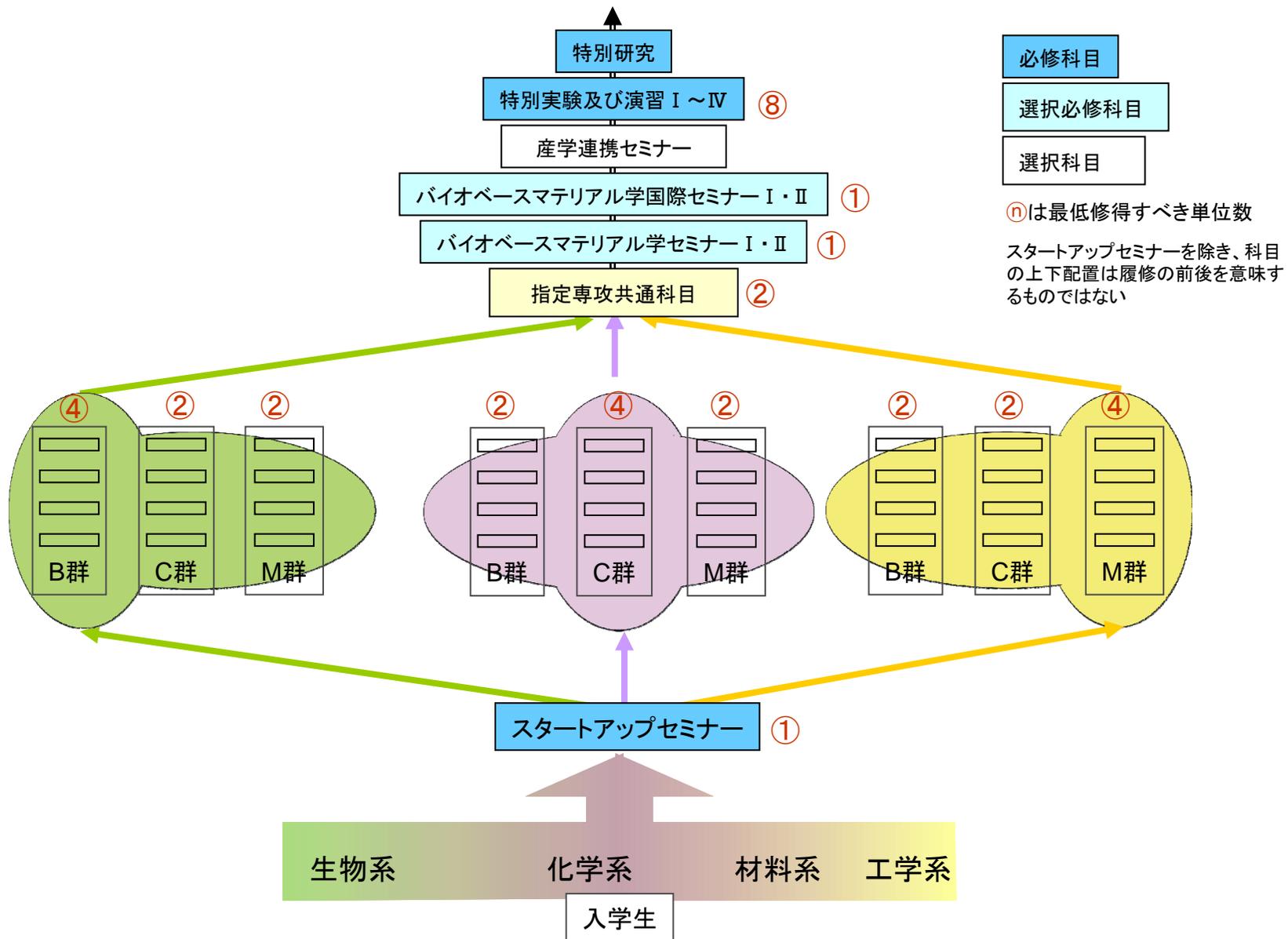
要 望 書

現在、世界を取り巻く状況は、100年に一度の経済危機であると同時に、地球規模での環境破壊も進行しております。そのような中で、グリーン・ニューディール政策と呼ばれる、地球環境に負荷が少ない産業を振興することにより、経済を立て直そうとする動きが世界的に起こっています。環境技術では世界をリードしてきた我が国の経済も、この取り組みに遅れをとることがあれば、衰退の一途を辿ると言っても過言ではありません。

環境負荷の少ない産業を創世するために、バイオマスを原料としたプラスチックなどのバイオベースマテリアルの熾烈な開発競争が、高度な知識を駆使して世界的に展開されています。しかし、我が国はそのバイオマスの保有量に乏しく、さらに少子高齢化社会に突入していくという状況に置かれています。従って、新規な知識集約的な開発型産業の振興は必須です。一口に知識集約的と言いましても、当該分野は化学と生物学、基礎的な学問領域と応用的な工学、素材製造と繊維等への加工技術が融合した領域であります。

貴学におかれましては、このバイオベースマテリアルの研究において、世界をリードし、産業界とも連携し多くの業績を残されました。その貴学大学院に「バイオベースマテリアル学」専攻の設置を計画し、多年にわたる研究成果に立脚し、産業界とも連携を取りつつ、新たな教育・研究分野へ出帆されようとしています。これは、正に我が国の産業界がその設置を希求するところであります。

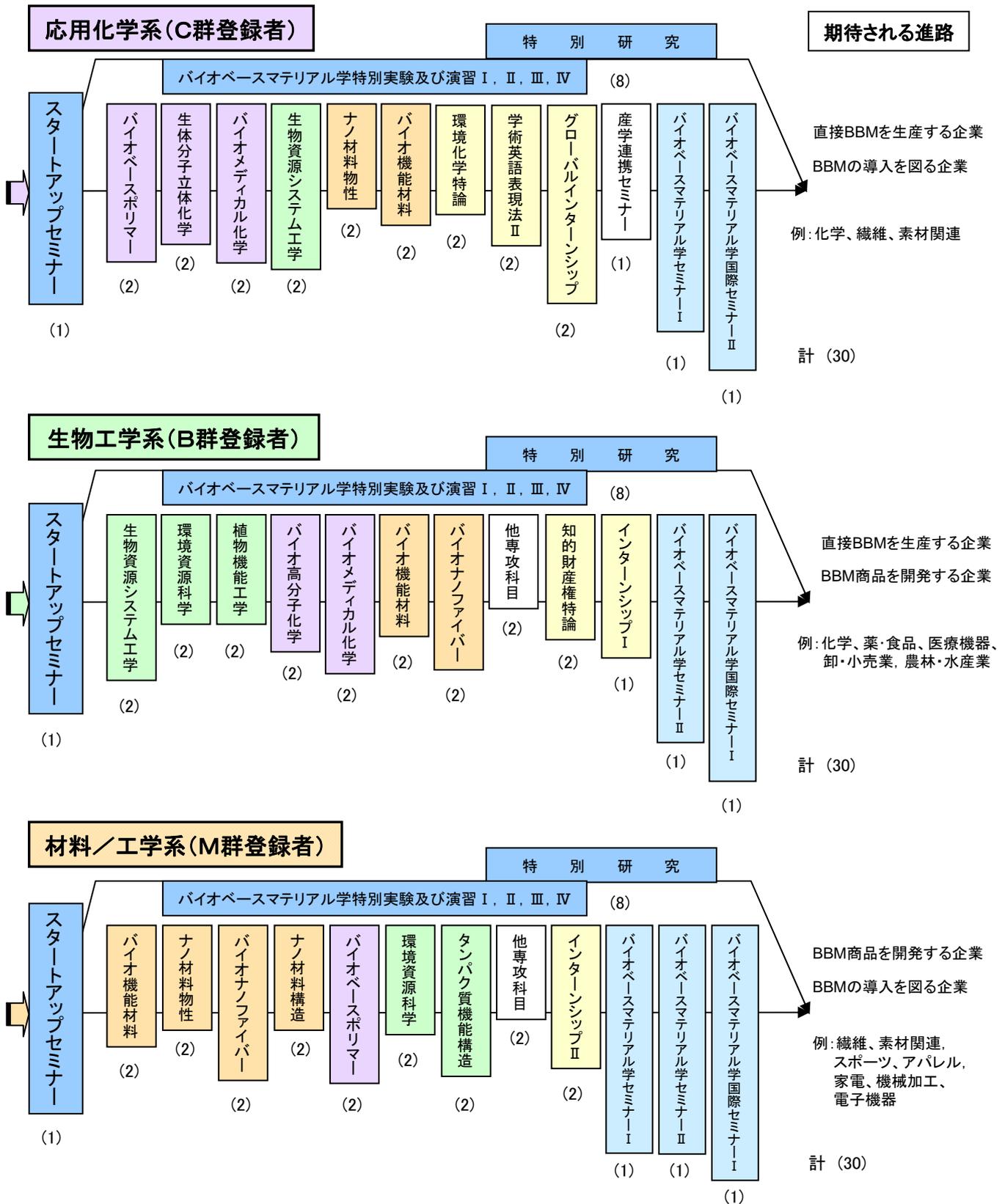
バイオベースマテリアル学専攻 履修モデル(イメージ図)



バイオベースマテリアル学専攻 履修モデル(分野別典型例)

必修科目 選択必修科目 C群科目 B群科目 M群科目 指定専攻共通科目

()内は、単位数を示す。



京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科履修規則（改正案）（抜粋）

（趣旨）

第1条 京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科における教育課程の履修については、京都工芸繊維大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（指導教員）

第2条 授業科目の履修の指導を行うとともに、学位論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）は、各学生について選任する。

2 指導教員は、当該学生が属する課程を担当する教員のうちから博士前期課程の学生については2名以上、博士後期課程の学生については3名以上選任するものとする。

3 指導教員のうちから、主任指導教員1名を選任する。

4 博士前期課程の学生の主任指導教員となることのできる者は、教授又は准教授である者とする。ただし、准教授である者を主任指導教員に選任する場合は、他の指導教員のうち1名以上は、教授でなければならない。

（中略）

（博士前期課程における単位の修得方法）

第5条 学則第21条に規定する博士前期課程で修得すべき単位数のうち20単位以上は、所属する専攻の授業科目のうちから修得しなければならない。

2 前項の場合において、情報工学専攻、先端ファイブ科学専攻及びバイオベースマテリアル学専攻に所属する学生については、所属する専攻に応じ、次の表の右欄に掲げる単位数を、同表の中欄に掲げる授業科目のうちから修得しなければならない。

専攻名	情報科目（群）	単位数
情報工学専攻	略	
先端ファイブ科学専攻	略	
バイオベースマテリアル学専攻	B群の科目 C群の科目 M群の科目	自己の登録した群の科目から4単位以上、それ以外の群の科目から、それぞれ2単位以上
	バイオベースマテリアル学セミナーⅠ バイオベースマテリアル学セミナーⅡ	いずれか1単位以上
	バイオベースマテリアル学国際セミナーⅠ バイオベースマテリアル学国際セミナーⅡ	いずれか1単位以上
	専攻共通科目の内下記の科目 環境化学特論 知的財産権特論 インターンシップⅠ インターンシップⅡ グローバルインターンシップ 国際文化コミュニケーション学特論 学術英語表現法Ⅰ 学術英語表現法Ⅱ	2単位以上

以下（略）

京都工芸繊維大学動物実験規則

平成 20 年 7 月 17 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都工芸繊維大学(以下「本学」という。)における動物実験に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 動物実験の実施にあたっては、次の各号に掲げる法律、告示、ガイドライン(以下「法令等」という。)に則し、動物実験の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減を図り、適正に実施しなければならない。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)
- (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。)
- (3) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。)
- (4) 動物の殺処分方法に関する指針(平成 7 年総理府告示第 40 号)
- (5) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成 18 年日本学術会議策定)

(定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験室 次号に規定する実験動物を飼養若しくは保管し、又は次号に規定する実験動物に実験操作を行う施設及び設備をいう。
- (3) 実験動物 動物実験の利用に供するため、実験室で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(実験室に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験の実施に従事し、又は実験動物の飼養若しくは保管に従事する者をいう。
- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管の責任を負う者をいう。

(適用範囲)

第 4 条 この規則は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いるすべての動物実験に適用する。

(動物実験委員会)

第 5 条 本学に、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 動物実験計画の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
- (2) 動物実験の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 実験室設置申請の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
- (4) 実験室の状況に関すること。
- (5) 実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (6) 教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (7) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。
- (8) 動物実験の情報公開に関すること。
- (9) その他動物実験の適正な実施に関し必要なこと。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 工芸科学研究科から選出された教授、准教授、講師又は助教 4名
 - (3) 教育研究推進支援機構から選出された教授、准教授、講師又は助教 1名
 - (4) 研究協力課長
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 4 前項第2号の委員のうち少なくとも1名は、教授でなければならない。
- 5 第3項第2号の委員は研究科長の申出に基づき、同項第3号の委員は教育研究推進支援機構長の申出に基づき学長が委嘱し、同項第5号の委員は学長が委嘱する。
- 6 第3項第2号及び同項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 8 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員のうちからあらかじめ学長が指名する者をもって充てる。
- 9 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 10 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- 11 委員会は、必要に応じ、動物実験責任者に対し、報告を求めることができる。
- 12 委員会の事務は、研究協力課において処理する。

(動物実験計画)

第6条 動物実験責任者は、動物実験を実施する場合には、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、委員会が定める計画書その他の必要な書類を学長に提出して、その承認を得なければならない。動物実験計画を変更又は追加しようとする場合も同様とする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等をいう。)を行う場合は、動物実験を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経てその承認又は不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を実施することができない。
- 4 動物実験責任者は、動物実験の実施を本学以外の機関に委託する場合は、当該委託先において動物実験が法令等に基づき適正に実施されることを確認しなければならない。

(動物実験の実施)

第7条 動物実験実施者は、動物実験の実施にあたっては、この規則に定めるところによるもののほか、法令等及び次の各号に掲げる事項を遵守し、動物実験責任者の指示に従わなければならない。

- (1) 適切に維持管理された実験室において動物実験を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の選択

- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。)については、法令等及び本学における関連する規定に従うこと。
- (4) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験を実施する場合には、安全のための適切な実験室や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(実験実施後の報告)

第8条 動物実験責任者は、動物実験を終了し、又は中止したときは、委員会が定める報告書により使用実験動物数、成果等について学長に報告しなければならない。

(実験室の設置)

第9条 動物実験責任者は、実験室を設置(変更の場合を含む。)する場合には、委員会が定める申請書を学長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の議を経てその承認又は不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。
- 3 動物実験責任者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室において動物実験を実施させ、又は実験動物を飼養若しくは保管させることができない。

(実験室の要件)

第10条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等を有すること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床、内壁等が清掃、消毒が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走した場合にも捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(実験室の維持管理及び改善)

第11条 動物実験責任者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な実験室の維持管理及び改善に努めなければならない。

(実験室の廃止)

第12条 動物実験責任者は、実験室を廃止する場合には、委員会が定める廃止届を学長に提出しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、実験室を廃止するときは、必要に応じて他の動物実験責任者と協力し、飼養又は保管している実験動物を他の実験室又は本学以外の機関に譲り渡すよう努めなければならない。

(取扱いの作成及び周知)

第13条 動物実験責任者は、実験動物の導入、実験動物の飼養及び保管に関し具体的な取扱いを定め、動物実験実施者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第14条 動物実験実施者は、飼養保管基準及び前条の取扱いを遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第15条 動物実験責任者は、実験動物の導入にあたっては、法令等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 動物実験責任者は、実験動物の導入にあたっては、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 動物実験責任者は、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第16条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

第17条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物が実験目的以外の傷害を負うこと又は実験目的以外の疾病にかかることを予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物が実験目的以外の傷害を負った場合又は実験目的以外の疾病にかかった場合には、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第18条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、異種又は複数の実験動物を同一実験室内で飼養又は保管する場合には、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第19条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 動物実験責任者は、年度ごとに、飼養又は保管した実験動物の種類、数等を学長に報告しなければならない。

(譲渡)

第20条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡にあたっては、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第21条 動物実験責任者は、実験動物の輸送にあたっては、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに人への危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

第22条 動物実験責任者は、実験動物が逸走した場合における実験動物の捕獲の方法をあらかじめ定めなければならない。

2 動物実験責任者は、実験動物に由来する感染症及び実験動物による咬傷等に対する予防の措置並びに当該感染症及び咬傷等の発生時の必要な措置を講じなければならない。

3 動物実験責任者は、毒へび等の有毒動物を飼養又は保管するにあたっては、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

4 動物実験責任者は、実験動物の飼養又は保管に関係のない者及び当該実験の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第23条 委員会は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 動物実験責任者及び動物実験実施者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに実験動物の保護、実験動物の逸走による人への危害の防止等必要な措置を講じるとともに、委員長に報告しなければならない。

3 委員長は、前項の通報を受けたときは、適切な措置を講じるとともに、学長に報告しなければならない。

4 委員長は、人に危害を加えるおそれのある実験動物が実験室外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

(教育訓練)

第 24 条 委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者に対し、次の各号に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

- (1) 法令等及び本学の規定に関する事項
- (2) 動物実験の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
- (5) その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項

2 委員会は、前項の教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

3 教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

(自己点検・評価)

第 25 条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

(情報公開)

第 26 条 学長は、基本指針に基づき、本学における動物実験に関する情報を毎年 1 回程度公表するものとする。

(準用)

第 27 条 動物実験責任者及び動物実験実施者は、第 3 条第 3 号に規定する実験動物以外の動物を動物実験の利用に供する場合には、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

(その他)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 7 月 17 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 京都工芸繊維大学動物実験指針(平成元年 10 月 26 日制定。以下「指針」という。)及び京都工芸繊維大学動物実験委員会規則(平成 6 年 12 月 15 日制定。)は、廃止する。

3 施行日の前日において廃止前の指針に基づいて実施している動物実験の責任者は、施行日以後当該実験を実施する場合にあっては、委員会が定める日までに規則第 6 条第 1 項及び第 9 条第 1 項に規定する申請を行わなければならない。

4 前項の規定により申請されている動物実験並びに当該実験に係る施設及び設備は、施行日から当該申請に対する承認又は不承認の通知を受ける日までの間、この規則の相当規定による承認を得ているものとみなす。

5 この規則の施行後、最初に委嘱される第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期については、同条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

京都工芸繊維大学遺伝子組換え生物等使用等管理規則

平成 19 年 12 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、本学における遺伝子組換え生物等の使用等に関し必要な事項を定め、もってその安全かつ適切な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「遺伝子組換え生物等」その他の用語の定義は、次の各号に掲げる法律、省令及び告示(以下「法令等」という。)の定めるところによる。

- (1) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- (2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号)
- (3) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号)
- (4) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号)
- (5) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件(平成 16 年文部科学省告示第 7 号)

(学長の責務)

第 3 条 学長は、法令等に基づき本学における遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関し総括する。

(遺伝子組換え実験等安全主任者)

第 4 条 本学に、遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関し学長を補佐するため、遺伝子組換え実験等安全主任者(以下「安全主任者」という。)を置く。

- 2 安全主任者は、法令等及びこの規則を熟知するとともに、生物多様性影響及びバイオハザードの発生を防止するための知識及び技術に習熟した教員のうちから、研究科長又は教育研究推進支援機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 3 安全主任者の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 安全主任者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 実験が法令等及びこの規則に従って適正に遂行されていることを確認すること。
- (2) 実験責任者に対し、指導助言を行うこと。
- (3) その他遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関する必要な事項の処理に当たること。

(遺伝子組換え実験等安全管理委員会)

第 5 条 本学に、遺伝子組換え実験等安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 実験計画の法令等及びこの規則に対する適合性の審査に関すること。
 - (2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
 - (3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。
 - (4) その他遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全かつ適切な管理に関する必要な事項

- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 工芸科学研究科から選出された教授、准教授又は講師(安全主任者を除く。) 3名
 - (2) 教育研究推進支援機構から選出された教授、准教授又は講師 1名
 - (3) 安全主任者
 - (4) 保健管理センター所長
 - (5) 総務企画課長
 - (6) 研究協力課長
 - (7) その他学長が必要と認めた者
 - 4 前項第1号の委員は研究科長の申出により、同項第2号の委員は教育研究推進支援機構長の申出により、同項第7号の委員は委員会の議を経て学長が委嘱する。
 - 5 第3項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前項の委員は、再任されることができる。
 - 7 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 8 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 9 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
 - 10 委員会は、必要に応じ、実験責任者に対し、報告を求めることができる。
 - 11 委員会の事務は、研究協力課において処理する。
(実験責任者)
- 第6条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。
- 2 実験責任者は、法令等及びこの規則を熟知するとともに、遺伝子組換え生物等の取扱いに関する知識及び技術に習熟した教員とする。
 - 3 実験責任者は、実験計画の安全遂行について責任を負うとともに、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 実験計画の立案及び実施に際しては、法令等及びこの規則を遵守し、当該実験全体の管理及び監督に当たること。
 - (2) 実験従事者に対して第11条に定める教育訓練を行うこと。
 - (3) 安全主任者と十分な連絡を取り、実験の安全確保に関し報告すること。
 - (4) その他実験の安全確保に関して必要な事項を行うこと。
- (実験従事者の責務)
- 第7条 実験従事者は、実験の計画及び実施にあたって、法令等及びこの規則に定める事項を遵守し、実験の安全確保について必要な配慮をするとともに、実験責任者の指示に従うものとする。
- (実験計画の申請手続き及び審査)
- 第8条 執るべき拡散防止措置が法令等により定められていない実験(以下「大臣確認実験」という。)を実施しようとする場合、実験責任者は、法令等の定める確認申請書及び委員会が定める申請書その他の必要な書類を学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。
- 2 執るべき拡散防止措置が法令等により定められている実験(以下「機関実験」という。)を実施しようとする場合、実験責任者は、委員会が定める申請書その他の必要な書類を学長に提出しなければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。
 - 3 学長は、実験責任者から前2項の規定に基づく申請があったときは、委員会の議を経て当該実験計画の実施について承認を与えるか否かの決定を行うものとする。なお、当該申請が第1項の規定に基づくものである場合には、委員

会の議を経て文部科学大臣に確認の申請を行い、その確認結果に基づき承認を与えるか否かの決定を行うものとする。

4 学長は、前項の決定を行ったときは、速やかに実験責任者に通知するものとする。

(実験終了又は中止の報告)

第9条 実験責任者は、実験を終了し、又は中止したときは、委員会が定める報告書その他の必要な書類を速やかに学長に提出しなければならない。

(施設及び設備の管理及び安全)

第10条 実験責任者は、実験に係る施設及び設備について、定期に又は必要に応じて随時に点検を行い、法令等に定める拡散防止措置の基準に適合するように維持しなければならない。

2 実験責任者は、実験区域及び実験室への関係者以外の者の立入りについて、法令等に定める拡散防止措置の区分に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

3 実験責任者は、実験区域、実験室の入口及び遺伝子組換え生物等を実験の過程において保管する設備に、法令等に定める拡散防止措置の基準に応じて、法令等に定める表示を行わなければならない。

(教育訓練)

第11条 実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対し、法令等及びこの規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた遺伝子組換え生物等の安全取扱い技術に関すること。
- (2) 拡散防止措置に係る知識及び技術に関すること。
- (3) 実施しようとする実験の危険度に係る知識に関すること。
- (4) 事故発生の場合の措置に係る知識に関すること。
- (5) その他実施しようとする実験の安全確保に関し必要な知識及び技術に関すること。

(健康管理)

第12条 学長は、実験従事者に対し、実験の開始前及び開始後1年を超えない期間ごとに健康診断を行うものとする。

2 学長は、実験従事者がヒトに対する病原性を有する遺伝子組換え生物等を取り扱う場合は、実験開始前に感染の予防治療の方策についてあらかじめ検討し、必要に応じ抗生物質、ワクチン、血清等の準備をするものとする。この場合において、学長は、実験開始後6月を超えない期間ごとに特別定期健康診断を行うものとする。

3 学長は、実験区域又は実験室において感染が疑われる場合は、直ちに健康診断を行い、適切な措置を講じるものとする。

4 学長は、前3項の健康診断を行ったときは、その結果を記録し、保存するとともに、本人に通知するものとする。

5 実験責任者は、実験従事者が次の各号に該当するとき又は次項に規定する報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、事実を調査し、学長及び安全主任者に報告しなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
- (2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、又は感染を起こす恐れがあるとき。
- (3) 遺伝子組換え生物等により実験区域又は実験室が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。

6 実験従事者は、絶えず自己の健康に注意するとともに、健康に変調を来した場合又は重症の若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、実験責任者に報告しなければならない。これを知り得た者も同様とする。

(緊急事態発生時の措置)

第13条 実験責任者及び実験従事者は、実験に係る事故が発生したときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、安全主任者に通報しなければならない。

地震、火災その他の災害により、遺伝子組換え生物等による汚染が発生し、又は発生するおそれがあるときも、同様とする。

2 安全主任者は、前項の通報を受けた場合には、適切な措置を講じるとともに、学長及び委員会に報告しなければならない。

(記録及び保存)

第14条 実験責任者は、実験の安全確保に関し必要な事項を記録し、保存しなければならない。

(譲渡及び譲受)

第15条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等させようとする者(以下「譲渡者等」という。)は、所定の手続きにより学長に申請しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の譲渡又は提供を受けようとする者(以下「譲受者等」という。)は、所定の手続きにより学長に申請しなければならない。

3 学長は、前2項の申請があったときは、委員会の議を経て当該申請を承認するか否かの決定を行うものとする。

4 学長は、前項の決定を行ったときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(情報提供に関する措置)

第16条 前条第3項の規定による承認を受けた譲渡者等は、法令等に定めるところにより、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。

(1) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている旨

(2) 宿主等の名称及び組換え核酸の名称(名称がない又は不明である場合はその旨)

(3) 大学の名称並びに実験責任者等の氏名及び連絡先

(4) その他必要な事項

2 前項の情報提供は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

(1) 文書の交付

(2) 遺伝子組換え生物等又はその包装若しくは容器等への表示

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

3 譲渡者等及び譲受者等は、提供し又は提供を受けた情報を安全主任者を通じて、学長に届け出なければならない。

(輸出に関する措置)

第17条 遺伝子組換え生物等の輸出を行った者は、安全主任者を通じて、法令等に定める書類の写しその他の必要な書類を添えて学長に届け出なければならない。

(輸入に関する措置)

第18条 遺伝子組換え生物等の輸入を行った者は、安全主任者を通じて、当該遺伝子組換え生物等に係る情報、法令等に定める拡散防止措置その他の必要な事項を記載した書類を添えて学長に届け出なければならない。

(遺伝子組換え生物等の保管及び運搬)

第19条 遺伝子組換え生物等の保管(実験の過程において行われる保管を除く。)を行おうとする者は、法令等に定める拡散防止措置を講じるとともに、保管の記録を保存しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の運搬(実験の過程において行われる運搬を除く。)を行おうとする者は、法令等に定める拡散防止措置を講じるとともに、運搬の記録を保存しなければならない。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 12 月 20 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学組換え DNA 実験安全管理規程(平成 14 年 9 月 26 日制定)は、廃止する。
- 3 施行日の前日において、廃止前の京都工芸繊維大学組換え DNA 実験安全管理規程第 8 条の規定により承認を受けていた実験については、この規則の規定により承認を受けたものとみなす。
- 4 この規則の施行後、最初に任命される第 4 条第 1 項の安全主任者の任期については、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この規則の施行後、最初に委嘱される第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の委員の任期については、同条第 5 項本文の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人京都工芸繊維大学情報公開・個人情報保護委員会規則

平成 16 年 6 月 10 日制定

(設置)

第 1 条 国立大学法人京都工芸繊維大学(以下「本学」という。)に情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、本学の情報公開の円滑な実施及び保有個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開及び個人情報保護に係る規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 開示・不開示、訂正の要否及び利用停止の要否の判断基準に関すること。
- (3) 不服申立てに関すること。
- (4) 訴訟に関すること。
- (5) その他情報公開及び個人情報保護の円滑な実施に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長が指名する理事
 - (2) 工芸科学研究科又は教育研究推進支援機構から選出された教授 若干名
 - (3) 総務企画課長
 - (4) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第 2 号の委員は研究科長又は教育研究推進支援機構長の申出に基づき学長が委嘱し、同項第 4 号の委員は学長が委嘱する。
- 3 第 1 項第 2 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員のうちからあらかじめ学長が指名する者をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 6 月 10 日から施行する。
- 2 京都工芸繊維大学情報公開委員会規程(平成 13 年 4 月 19 日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される第 3 条第 1 項第 2 号の委員の任期については、同条第 3 項本文の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

バイオベースマテリアル学専攻と既存専攻との領域(分野)の関係

専攻	バイオベースマテリアル学	応用生物学	生体分子工学	高分子機能工学	物質工学	電子システム工学	情報工学	機械システム工学	デザイン経営工学	造形工学	デザイン科学	建築設計学	先端フアイバ科学
		農学											
	農芸化学 応用微生物学	農芸化学											
		境界農学											
	基礎生物学 植物分子生物・生理学	基礎生物学											
分科	生物科学 生物物理学	生物科学											
		人間医工学					人間医工学						
細目等	生物分子科学 ケミカルバイオロジー	生物分子科学											
		基礎化学			基礎化学								
	複合化学 高分子化学、環境関連化学、生体関連化学	複合化学			複合化学								
その他	材料化学 高分子・繊維材料				材料化学								材料化学
		物理学				物理学							
		材料工学										材料工学	
	ナノ・マイクロ科学 ナノ材料・ナノバイオサイエンス	ナノ・マイクロ科学											
	プロセス工学 生物機能・バイオプロセス	プロセス工学											プロセス工学
	環境学 [環境材料]												環境学[環境技術]
						応用物理学・工学基礎							
						電気電子工学							
						プラズマ科学							
						情報学			情報学				情報学
						数学							
						機械工学							
						総合工学				総合工学			総合工学
									経営学				
									社会・安全システム科学				
									人間医工学				
									プロダクトデザイン		プロダクトデザイン		
									情報デザイン		情報デザイン		
									デザインマネジメント				
											建築学		
										文化財科学			
										哲学 美学・美術史			
										芸術学 芸術学・芸術史・芸術一般			
											映像デザイン		